

を開懸した。

サコンバンシ 左近橋 金澤深美小路(今の

榮町)深美氏の邸跡の向かうから、中川氏の邸跡へ行く小路の入口なる溝川の板橋をいうた。古へ稲葉左近の屋敷脇であるからの名であるとするものもあるが、それは誤りである。稲葉邸附近の左近橋は、後に圖書橋といはれるものである。

サザエジマ 螺螺島 鹿島郡能登島なる野

崎の東方海上にある島。

ササガハ 笹川 鳳至郡上町野郷に屬する

部落。

ササカハイシ 笹川石 鳳至郡笹川に産する石材。輝石安山岩で、特殊の粒状組織を有し、小粒状玻璃長石の斑紋がある。

ササカマチ 笹ヶ町 金澤の町名で、或は

笹下町とも書く。町名の起本は詳かでないが、

四隣が竹藪であつたからであるともいふ。

ササキ 佐々木 能美郡輕海郷に屬する部

落。

ササキサダアキ 佐佐木定明 通稱兵庫・

左兵衛。定賢の子。享保九年八月新知三百石

を受け、大小將に列し、十年十二月家督千石

を襲ぎ、大小將番頭、前田宗辰附御歩頭とな

り、元文三年十二月四十八歳を以て歿した。

定明その居を三養齋と號し、その作つた文は

義人録後語などに二三編ある。

ササキサダカタ 佐佐木定賢 通稱左門・

左兵衛。定治の孫、定之の子。寛文六年幼少

で父の遺知三の一を領し、七年千石に復し、

御馬奉行・大小將組・新番頭・御馬廻頭に歴任

し、享保十年致仕して晩山と號し、隱居料三

百石を受け、十二年十一月十日七十四歳を以

て歿した。定賢字を汝儉といひ、鳩巢に従學したが、遺著はない。

ササキサダクニ 佐々木定國 通稱親貞・左

兵衛・孫兵衛・兵庫。元文四年養父左兵衛定明の遺知千石を領し、御馬廻に班し、延享二年大小將に轉じ、寶曆三年同番頭より次第に昇進して定番頭に至り、天明元年三百石を加へて人持組に列し、二年又三百石、五年五百石を増して二千百石を受け、七年歿した。

ササキサダハル 佐々木定治 通稱兵庫。

右衛門督義治の婿養子で、初め豊臣秀頼に仕へ、後清生氏郷から千石を受けて會津に住したが、寛永六年前田利常に來仕して亦千石を受けた。萬治三年致仕して獨嘯軒道求といひ、隱居料百人扶持を受けた。その著に大坂開書一卷がある。

ササキシズマ 佐々木志頭磨 一に志頭摩

に作る。初め七兵衛。書を加茂祠令藤木甲斐敦直に學び、松竹堂と號した。加賀藩に仕へて二十人扶持を受け、組外御書物役に班したが、晩年致仕して京に歸り、剃髮して専念翁と稱した。元祿八年正月十九日歿する時年七十三。

ササキシヨウゲン 佐佐木昭元 字は由也。

志津磨の女。父と共に京に出で、後に栗津信濃介に嫁し、二十餘年にして夫を喪ひ、書を以て人に教へた。昭元の遺墨には長恨歌行・賢臣頌・赤壁賦・千字文・唐絶句・入木玄妙等の法帖がある。

ササキセンケイ 佐々木泉景 初名熊五郎、

諱は守繼又は守續。彩雲又は爲絢居士と號した、大聖寺の人。初め京師に往き、繪を法眼鶴澤探案に學び、禁裏御用の命を拜し、享和

二年法橋に叙せられ、後國に歸つた。文政四年法眼に進み、弘化四年醫師格を以て加賀侯に召され、専ら繪事に興つた。嘉永元年九月朔日歿する時年七十六。

ササキセンゲン 佐々木泉玄 泉景の子。

諱は守公。春鳴・一白居士等と號した。家法を繼いで書を能くし、又京都の鶴澤探案に學び、天保五年法橋に任じ、嘉永五年法眼に進み、明治十二年六月七十五歳で歿した。

ササキセンザン 佐々木泉山 泉玄の子。

諱は守直、通稱驪馬之助。家法の書を學んだが、未だ大に著れずして明治十九年十月五十三歳で歿した。

ササキセンリュウ 佐々木泉龍 泉景の子。

泉玄の弟。諱は守起又は尙繼。白嶽山人・越溪・鶴沙・姑射山人・散朗とも號した。京に上り、鶴澤探案に學び、遂に一家を成して法橋に任ぜられた。明治十七年六月七十三歳で歿。

ササキテイソウ 佐々木樺莊 鹿島郡田鶴

濱の人。通稱柳吉。川柳・春芳軒又は硯田と號して南宗文人畫を描いた。明治廿二年一月廿三日四十五歳にて歿。

ササキノワタシ 佐々木渡 能美郡佐々木

村附近で梯川を越える舟渡があつたのであらう。山口記淺井駿合戦の條に、『利長公佐々木の渡を御心掛急ぎ給ひ云々。』と見える。

ササキヒテサブロウ 佐々木秀三郎 大聖

寺の人。諱は義祥、字は子順。魁心と號した。文久二年京師に赴き、漢法醫を百々一郎に學び、歸藩の後診療に従うた。明治十一年金澤に移り、廿九年東京に出で、三十八年再び金澤に來る、大正五年九月七十五歳を以て歿した。精神論・肺病論・暴疫治略・破邪篇及び歸隱

賀國鮭三十隻。』と見え、又中原康富記寶徳二

年九月十四日の條に、『日野大納言云々等參會申有朝喚。自加州到來鮭賞瓶也。』とあり、近世でも兒童の習に用ひる名物往來に、『手取川の鮭、犀川の鮭、淺野川の雜喉』とあつて、加賀の鮭が古くから名産とせられたのである。加賀藩では毎年初鮭を捕へる者に賞賜する法があつた。正徳元年九月廿一日の令によれば、一番より二番迄銀二枚、三番より五番迄金一兩、六番より七番迄銀一枚、八番より十番まで銀三十目、十一番より十六番迄銀二十目、十七番より十八番まで銀十五目、廿九番より四十六番まで銀十目とあつて、これは犀川・淺野川に於ける者に對してである。是より先寶永三年にはよしへ鮭も向後三番まで御用であるが、賞賜の有無は明らかでない。又之と反對に鮭を産する河川を有する村からは、鮭川役として鮭若しくはその代銀を徴した。年不詳三輪藤兵衛吉宗が鳳至郡道下の三郎左衛門に宛てた判書によれば、道下に對して鮭二十尾の貢納を命じて居る。

サケヲ 鮭尾 鳳至郡山田郷に屬する坂尻・

龍下代は、明治八年十月併合して鮭尾と稱

することにした。

サコン 左近 鹿島郡豊田の古い百姓で、

先祖は明徳二年内野合戦で死んだ熊木左近將監であると傳へてゐる。但し畠山式部義春の母がこの家の出であるとするのは虚妄である。

サコンシロウ 左近四郎 鹿島郡舟尾の人。

天保の初年頃海面を埋立て、新田を開拓したが、其の灌漑不便なるを憂へ、弘化年間十村に圖り、二宮川から引水するため遂に舟尾川